

東日本大震災 被災者支援シンポジウム パネルディスカッション

「被災者への法的支援を考える」

平成26年6月7日(土) 弁護士会館2階講堂「クレオ」B・C

主 催／日本司法支援センター（法テラス）
後 援／法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会
日本司法書士会連合会
個人版私的整理ガイドライン運営委員会

法テラスでは、東日本大震災から4年目を迎えた昨年6月に、東日本大震災被災者支援シンポジウム「被災者への法的支援を考える」を開催した。シンポジウムを通して、これまでの取り組みについて振り返り、被災地の復旧復興に向けて今後の被災者の皆様に対する公的支援の在り方、方向性について議論を深めるとともに、問題提起を行った。

シンポジウム前半では、2つの基調講演をいただいた。ひとつめは、佐藤岩夫・東京大学社会科学研究所教授による「これからの被災者支援のあり方を考える－被災者法的ニーズ調査の結果から－」。法テラスは、佐藤教授に御指導いただきながら、平成24年11月から平成25年7月にかけて、仮設住宅に避難している被災者の方々を対象に、法的ニーズに関する調査を実施。講演においては、そのニーズ調査結果の分析を基に、種々の問題点や課題を指摘していただいた。

ふたつめの基調講演は、原子力損害賠償支援機構理事の丸島俊介弁護士による「原子力損害賠償支援と弁護士の相談活動」。原発関連被害は、我が国が初めて経験する大変深刻な被害であり、法律家として初めて経験する原子力損害賠償支援にどのように試行錯誤をしながら取り組まれていたのかについて報告をいただいた。

本稿では、シンポジウム後半、基調講演を務められた佐藤教授、丸島弁護士をはじめ、被災3県から、現場で被災者支援に携わっておられる5名の方をお招きし行ったパネルディスカッションの様態を掲載する。



次 第

- 1 開 会 総合司会 相原佳子（法テラス本部事務局長）
開会挨拶 宮崎 誠（法テラス理事長）
来賓挨拶 小川秀樹（法務省大臣官房司法法制部長）
- 2 基調講演①
「これからの被災者支援のあり方を考える－被災者法的ニーズ調査の結果から－」
講演者：佐藤岩夫（東京大学社会科学研究所 教授）
- 3 基調講演②
「原子力損害賠償支援と弁護士の相談活動」
講演者：丸島俊介（原子力損害賠償支援機構理事）
- 4 被災者支援の活動実績報告
報告者：保理江均（法テラス本部犯罪被害者支援課長補佐）
- 5 パネルディスカッション
- 6 閉会挨拶
田中晴雄（法テラス理事）
- 7 閉 会

パネルディスカッション「被災者への法的支援を考える」

◎パネリスト ※50音順

- 石川 哲（法テラス岩手地方事務所所長 弁護士）
小山田泰彦（岩手県司法書士会副会長 司法書士）
鎌田 毅（原発弁護団 弁護士）
菊田 清一（法テラス宮城南三陸出張所主幹）
佐藤 隆信（宮城県東松島市職員 法テラススタッフ弁護士）

◎コーディネーター

- 道 あゆみ（元法テラス本部民事法律扶助課長 弁護士）

◎アドバイザー

- 佐藤 岩夫（東京大学社会科学研究所教授）
丸島 俊介（原子力損害賠償支援機構理事 弁護士）

※役職は当時のもの

パネルディスカッション

「被災者への法的支援を考える」

被災者の法的ニーズについて

○道 本日のパネルディスカッションのコーディネーターを担当する弁護士の道と申します。

今回のパネルディスカッションは5つの項目に分けて進めてまいりたいと思っています。

まず、1番目は、被災者の法的ニーズについて、皆さんと問題意識を共有したいと思っています。東京大学の佐藤岩夫教授からは、本日の基調講演の中で、被災地、被災者の方には間違いなく法的なニーズがあり、しかも通常よりも多くある、しかしながら、これら法的ニーズは顕在化していないという指摘がありました。

佐藤教授等にご尽力いただいた「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査」では、岩手県が調査対象になっておりません。その関係で、まずはパネリストの中から岩手県のような活動に御尽力をいただいておりますお二人、法テラス岩手の石川哲所長と、岩手県司法書士会副会長の小山田泰彦先生からお話をいただきたいと思います。

まずは石川さん、よろしくお願いいたします。

○石川 法テラス岩手の石川でございます。私からは、最初に、時間の経過にしたがって法的ニーズがどのように変化していったかについて、私自身思い出しながらお話をさせていただきます。もちろん、いろいろな法的ニーズはあったわけですが、皆さんに分かりやすい特徴的なものを挙げてみたいと思います。

平成23年3月11日に震災が起りまして、その直後から弁護士会、それから司法書士会で相談活動を始めました。当初は、避難所に行って相談を受けました。避難所に入った方々は、それまでに経験したことのない未曾有の震

災を経験したわけですから、明日の生活がどうなるかということが非常に心配な状態だったわけです。そういうところでは、「生活再建支援金はいつ、いくらもらえるのですか」「弔慰金を自分はもらえるのですか。もらえるのだったら、いくらですか」「通帳と印鑑が無くなってしまいました。預金を下ろすにはどうしたらいいですか」「福祉で貸付の制度があるそうだけれども、自分は利用できるのでしょうか」というような本当に生活に密着した相談が多くありました。情報提供の役割がそこでは大きかったのではないかと思います。

平成23年7月や8月頃から徐々に仮設住宅への入居が始まりました。仮設住宅に入りますと、少し生活が安定してきます。そこで、今度は、「浸水した自分の所有地、あそこはどうなるんでしょうか」「父が亡くなりました。遺産相続はどうしたらいいでしょうか」といった相談や、特徴的なことだと思うのですが、離婚の相談が増えてきました。仮設住宅に入ったあたりから、法律相談と言われるものが次第に出てきたと思っております。

今現在はどうか。今でもまだ多くの方は仮設住宅にいらっしゃいます。一部災害公営住宅といわれるものが建設されてきておりまして、そこに入居されて新しい生活を始めている方がいます。また、各市町村でいわゆる高台移転という事業が具体化しつつあります。土地区画整理事業も具体化しつつあります。「自分の土地が土地区画整理にかかっている。でも自分は今の土地を離れたくない」という方や、「土地を売ってしまいたいけれどもどうしたらいいか」といった不動産などに関するより具体的な相談を受けている状態です。

もう一つは、今でも離婚を含めた家族の問題についての相談がかなりの件数あります。

法テラス大槌のある大槌町は、平成22年度は相談件数が、扶助相談だけでしたけれども、18件しかありませんでした。平成25年度は震災相談を含めて369件と、20.5倍になりました。同じように隣の釜石市の相談は12.6倍。それから、法テラス気仙のある大船渡市、陸前高田市も、いずれも20倍以上の件

数になっています。

ということで、私は、被災者の方々には、やはり法的ニーズがあって、それをある程度はくみ取れているのではないかとと思っています。

反面、先ほど佐藤教授からお話のあった法的ニーズが潜在化しているのではないかということについても、私は地元岩手県生まれということもあって、それも十分に考えられるなと思っています。どうしてかと言いますと、岩手県沿岸部は司法過疎地域で、弁護士、司法書士が本当に少ない地域でした。弁護士、司法書士がどういう人なのか、なかなか分かっていない。本物の弁護士バッチを見てみんなが集まってきたというようなこともあったそうですが、そういうところですよ。ですから、困り事があったときに、弁護士、司法書士に相談しようということになかなか結び付かないということがあるのだろうなと思っています。

それから、もう一つですが、これも地域性かもしれませんが、沿岸地域で相談を受けていて思うのは、何とか話し合いで解決したいという方がすごく多いということです。話し合いが駄目だったら裁判をしまししょうとか、調停をしまししょうという話をするのですが、「いや、ちょっとそれは止めてくれ。まずは話し合いで何とかならないか」という方が非常に多い地域です。

岩手県の沿岸地域に法テラス宮古法律事務所があるのですけれども、ここも被災したところですが、そこであるスタッフ弁護士が頑張っています。彼が受任する事件の多くは示談交渉事件です。訴訟としては受け入れられない、交渉をやってくれと言われるためです。こういった地域性を考えると、佐藤教授が指摘されるように、法的ニーズの潜在化が十分考えられるのではないかなと思っています。

○道 続きまして、小山田さん、震災直後にいわゆるアウトリーチで相談等の活動を精力的に続けられていたということですね。

○小山田 石川所長のお話とも重複する部分があるのですけれども、独自にどういう活動を行ってきたかという側面からお話をしたいと思います。司法書士会でも避難所にお伺いして、種々ご御相談を承るというような活動から

始めました。ただ1点、弁護士との違いをお話しさせていただくと、本日会場にいられている方は司法書士がどういう仕事をしているか御存じだと思いますが、司法過疎地域であることも影響していることだと思いますけれども、岩手県の被災地では、司法書士がどういう仕事をしているのか、そこから分かってない。弁護士であれば日本国民ならおおよそどういう仕事をしているのかは御存じだと思うのですが、司法書士についてはそうではない。「あんた何やってくれるの」という質問からお答えしなくてはならない。

司法書士というものを知らない方に対して、司法書士がどういうことができるのかというのを分かっていただくという活動から始めなければいけない。いきなり行って、「相談はありませんか」というのは論外なんです。というのは、何の相談をしていいのかわからない相手に対して、「相談はありませんか」という質問は意味がない。どういうアプローチをしていけば相談に結び付けられるかという見地から、最初にいろいろな試行錯誤をいたしました。世界の医療団の方と一緒に避難所を回って、医療団の方は精神的な心のケアを行い、その原因である法律問題を司法書士が担当するというような活動をしていきつつ、皆さんに司法書士はこういうことができますということを知っていただく、そのような本当に地道な活動から始めていきました。

その後、皆さんが仮設住宅に移った後も、それでもやはり司法書士は知られていないという前提で、いろいろな活動をしてきたわけです。福島県でも巡回相談をなさっているそうですが、岩手県でも仮設住宅1軒1軒を司法書士が巡回相談する。1軒1軒ノックして、今日も今の時間、岩手で3グループに分かれて巡回相談を司法書士がやっております。

巡回相談をしていると、「いろいろな団体からの制度に関する情報提供があまりにも多すぎる」「仮設住宅のポストが満杯で読むのも嫌だよ」と、こんなことを毎回言われます。

巡回相談で個別にお伺いをして、これはこういうことなんだよ、あれはこういうことなんだよということを口頭で説明する。そうするとやっと分かっていた。この紙の意味はそういうことだったのかと。そういう地道な人

づて活動、面談によるお話で分かっていただくという活動をしてきました。

○道 パネリストの佐藤隆信さんは弁護士としても御活動されておられましたけれども、現在は自治体でお勤めになっておられて、その両方の経験を踏まえて、被災地の法的ニーズをどう御覧になっているか。そして、次の項目で正に議論しようとしているニーズは潜在化している。その潜在化を顕在化させる、つまり引き出していくことに対する知恵に関してコメントをお願いいたします。

○佐藤弁護士 私は法テラスのスタッフ弁護士ですが現在は東松島市の職員として働いております。赴任してまず感じましたのは、市民の方々の心理的なバリア、それが弁護士に対する心理的なバリアと市の職員に対する心理的なバリアとでは圧倒的に違うということです。市民の方は、恐らく弁護士の前ではなかなかお話しできないことも、市の職員に対しては率直にどんどんぶつけてきます。市の職員というのは住民のために働くのが当たり前だという意識を持っているからだと思います。本当に率直に希望を出されます。

私としてもいろいろ気付かされることも多いのですが、まずは法的ニーズというところからお話ししたいと思います。東松島市だけでなくどこでもそうだと思いますが、震災によって元々あった地域のコミュニティが大きな変化を余儀なくされています。それは高台への移転もそうですし、市外からの新たな住民の方の流入、あるいは流出もあります。そのコミュニティの変化の中で、私の個人的な感想ですが、近隣トラブル、人と人との間のトラブルを内容とした相談ニーズが増えているし、今後も増えていくのではないかと思います。

例えば、応急仮設住宅、東松島市でもいまだに多くの方が暮らしておりますけれども、市の管理になっておりますので、そこで生じたトラブルは、やはりまず市に何とかならないかと相談が持ち込まれることが多いです。そうした場合、もちろん市の管理権限の範囲でできることであれば市で対応するのですが、そうではない入居者間のトラブル、そこに関してはなかなか市が入っていくのは難しい。そうすると、そこはやはり弁護士に相談する、弁護

士につないでいくことになると思います。

また、市外に転出された方が多くいる関係で、かなりの土地が管理が行き届かずに草ぼうぼうになっております。そうするとその土地がきちんと管理されていないとか、あるいは久しぶりに自分の土地を見に行ってみたら、変な車が置いてあったとか、勝手に使われていたとか。そうすると市に対して、市の方で何とかしてくれないのか、何とかできるだろうと。ただ、民事の話なので役所としてもどうしても限界がある。そういうときにもやはり弁護士につないでいきたいと思うことがあります。

ほかにも高齢者の方の問題とか、いろいろと出てきております。福祉部署の職員によれば最近になって年金を親族が使ってしまうというような話をよく耳にするとのこと。また、今まで利用していた介護保険のサービス料の支払ができなくなって、そういうところから市の方にも大丈夫だろうかという相談が来たりするんですよ、という話もあります。その原因としては、推測も入りますけれども震災後に家族や親族の方の生活に大きな変化があったところに、経済的な事情の悪化というような事情もあって増えているのかもしれない。そういう高齢者の方の問題というのもこれから増えていくのではないかなと感じているところです。

次に、「ニーズの顕在化」という点について申し上げます。

先ほど申し上げたように、市職員に対して、「こういう困りごとがあるから市で何とかしてくれ。それが市の仕事だべ」というような要望が来る。これに対し、「申し訳ないのだけれども、住民さんと住民さんの間のトラブルで、市が一方のために何かするというのはどうしても難しいのです」というお話をする。それで専門家につなぐときに、果たしてつないでいく先が司法書士なのか、弁護士なのか、税理士なのかといった、相談先についての知識を職員が持ってないといけないと思います。それがなければやはり効果的な情報提供は難しいと思います。

私も自治体の中で働いていて、必ずしも全ての職員にそういう知識が十分にあるかという、まだまだ頑張らなければいけないのではないかなと思って

おります。ニーズの顕在化という意味からは、直接悩みを抱えておられる方への情報提供はもちろん大事なのですが、まず一次的にそういうニーズを受け止める市の職員の側もそこできちんと整理してつないでいく、そのために必要な情報というのをやはり職員の側でも身に付けておかなければいけないと考えております。

○道 さて、佐藤教授、今の三名のお話の中で、被災地には大変な法的なニーズがある。しかしながら顕在化しているものもあるけれども、やはり眠っているものもあるのではないかと。あるいは顕在化したとしても、様々なバリアがある。今のお話の中では、心理バリア、情報バリアというのが主に出てきたかと思います。とりわけ専門職から遠い。司法書士さんを知らない。あるいは、自治体の職員に対しては、心理バリアは少し低いけれども、やはり専門職となるともっと遠いなど、といった指摘がなされました。そういったお話を踏まえて、佐藤教授からも一言いただけますでしょうか。

○佐藤教授 皆さんからいろいろ重要なお話を伺うことができました。法律家へのアクセスには平時にも様々なバリアがあるわけですが、震災時、災害時にはそれがいろいろな形で増幅されるということです。そのことに関連して、今いただいたお話の中で、今後特に重要になってくると思われることがいくつかありました。例えば、佐藤弁護士から御指摘のあった高齢者に特有の問題です。震災直後は、なかなかそこまで目が行き届かなかったのですが、これから生活が少し落ち着いていく中で、高齢者や障がい者の方に特有の法的ニーズにもう少しきめ細かな対応をしていくことが重要になってくると思います。

また、佐藤弁護士が東松島市の職員の方のお話もされていましたが、法律家が自治体の福祉その他の担当部署と連携していく中で、様々な潜在的ニーズを発掘していくことも重要になってくると思います。

それと関連し、潜在的なニーズの掘り起こしということに関して、みなし仮設住宅については、いまだ手付かずの状態です。私は、岩手県の釜石市で震災前から継続的に法的ニーズの調査を行っています。そして、震災後の

2013年の調査では、仮設住宅だけでなく、みなし仮設住宅に対しても調査を行ったのですが、その結果、仮設住宅にお住まいの方よりも、みなし仮設住宅にお住まいの方のほうがより多くの問題を抱えていることが分かりました。

仮設住宅は、ある意味自治体の目も届きやすく、また、弁護士や司法書士なども仮設住宅には本当に丁寧に回ってニーズを把握しているわけです。これに対して、民間のアパートなどを借り上げるみなし仮設住宅は一見普通の家庭と同じような形で被災者がお住まいですので、なかなか目に付かない状況です。このみなし仮設住宅は、今回の震災で大量に利用され、住まいの確保の点では大きな効果を発揮していますが、そこに潜在化している法的ニーズはないか、みなし仮設住宅にお住まいの方に法的支援の手をどのように差し伸べるかということは改めて重要な課題となっているのではないかと思います。

○道 今の佐藤教授のコメントまでを総合しますと、被災地のニーズというのは今も様々で、そして時期によってそれは形を変えていく。さらにはそれぞれの置かれている環境、条件などによっても様々であるというようなことかと思います。

いずれにしろ、そういう法的ニーズを引き出して、法的支援につなげていくのがここに登壇している我々のミッションでもあると思います。そういう法的ニーズを引き出していく作業として、佐藤弁護士からは、精神的に近い、心理バリアの低い自治体の方がその仲介役をする、インテークするというお話がございました。

ここで小山田さんにお伺いしたいのですが、それだけではなくて、先ほどのお話にあったように、専門職自らがまずは心理的なバリアを超えていく、距離を超えていくというようなことが正に小山田さんたちのなさったことではないかと思っております。そんな活動によりあまりにも心理的に近くなって、小山田さんは被災地でプロポーズされたとか伺いましたけれども、そんなことも交えてお願いいたします。

○小山田 それでは、プロポーズの話からさせていただきますけれども、私

はこのとおりぎっくばらんな性格ですので、仮設での相談をする際にも「司法書士です、相談はありませんか」ではなくて、「ちょっと法律に詳しいお兄さん」というイメージで、「また来たよ、おばちゃん」みたいな感じで接しておりました。

そうするとどういうことが起きるかという、普通に世間話です。世間話の中で、度が行き過ぎると私の母よりも年上の女性にプロポーズされるという結果になるわけです。そういうお話までできるようになると、被災者が法律問題と認識していない問題が私どもに認識できるようになる。「おばあちゃん、それ大変な話だよ」という話から実際の法律相談に移っていく。私ども資格者の在り方、そういう非常時においての在り方、敷居の高さはなくさなければならぬものだということをものすごく感じておりますし、今でもそのように活動しております。

司法書士会でも相談センターを沿岸部に設けておりますけれども、やはり敷居が高い。相談センターに来た方に何うと、「巡回相談で来てもらっていて、そこから紹介されて相談所に来ました」という方が圧倒的に多いのです。被災者が問題意識として認知してないような法律問題を、法律家なり、敷居の低い自治体がお話ししている中で拾い上げていくことがとても重要だと思っております。

○道 私も今回のニーズ調査の報告の中で大変興味深いと思いましたのが、一方的な調査であるアンケートでは出てこなかった法的なニーズが、インタビュー調査といった双方向のコミュニケーション、よりじっくりとしたコミュニケーションの中で顕在化してくるということがわかったことではないかと思っています。

さて、一口にコミュニケーションといってもそんなにやさしくはない。恐らくは今、小山田さんがおっしゃったような信頼関係、人と人との信頼関係、つながりに基づいた実のあるコミュニケーションが必要になってくるのではないかと思います。そういうことではこの人の右に出る者はいないという菊田さん。菊田さんは地元出身で法テラス南三陸出張所にお勤めのわけで

すが、「しゃべこと」をしながら出張所の広報を進めてくれました。この「しゃべこと」についてお話をいただけますか。

○菊田 南三陸出張所では地元の言葉で話しています。私がテレビとかで話すとテロップが流れるのです。仮設ではお年寄りたちと話さなければならぬのですが、立派な言葉というか標準語を使うと誰も信用してくれないのです。私は今、66歳ですけども、お年寄りの前では「あんちゃん」です。「あんちゃん、あんだ奥さん死んだんだって、おれ独身だぞ」と、80、90のおばあちゃんに言われます。

「しゃべこと」というのは「お話をする」ことなんですね。「法テラス」と言っただけでも固い仕事なんです。「法律」というのも固い仕事なんです。まず、私の顔と同じようにちょっとくだけで、「みなさん、こんにち、今日は歌っこ、歌うからね。津波でやられました。海は憎いです。でもそれと共に生きていかなければなりません。童謡の『海』の替え歌で『法テラスの歌』を歌います。なんだかんだのお悩みは法テラスさ来てけらい』。おれの頭もてっぺんかけたか、法テラスのマークも同じっさ、おれんとこさ来てけらいん、法テラスの希望なんだよ」。やっぱりこういうふうに歌いながら話したりしますと、皆さん、「このあんちゃんだと信用おける。このあんちゃんは顔がいいから、信用おける」というふうになってくるのですよね。だから最近80歳代から90歳代の方々のご相談もあるのですね。やっぱりこれからそういう方々を掘り下げて、相談に来ていただくことが必要だなと思っています。

○道 アドバイザーの丸島さんは、原子力損害賠償支援機構の理事をなさっており、様々なアウトリーチの活動をするにも関わっておられます。今のパネリストの皆さんのお話を伺って、いかがでしょうか。潜在化している法的なニーズがありますとこれを顕在化するために、様々なやり方で心理的、あるいは情報のバリアを乗り越えていったという話だと思います。ここで一言コメントをいただけますでしょうか。

○丸島 福島では、原子力損害賠償支援機構の仕事をしている現地スタッフ

はみなさん地元の方です。住民の方々とどんな話しをされるのかは必ずしもよく存じ上げないのですが、現地で活動の報告を伺うと同じような話を聞きます。例えば、仮設住宅に一人で住まわれているおばさんから、毎日のこと、将来のこと、不安なことなどいろいろなお話を伺っていると、話すうちに泣き出される。生まれてこの方住み続けてきた自分の住まいに帰れるのかどうかということが必ず話に出てくる。もう放射能がどれだけあってもいいから帰りたい。自分が育てた花が家の庭のあそこにあるのだけれどどうなっているか、そんな話から始まると言うのです。

この前、大学の偉い先生が来て、もうとてもじゃないけれどあなたたちは元の家に帰れないということをおっしゃっていたのだけれども、悲しくて、悲しくて泣き続けているんだと、そういう話がずっと続くと、訪問した担当のスタッフは、それを聞いて励まし、慰めるというのです。そのような経過を経て、その方は東電から送られてきた書類は積んだままの状態でも何も見てもいないのですけれども、そういう会話を積み重ねながら、仮設住宅の中で開かれる相談会にやって来られる、そのような話がたくさんあります。

司法アクセスというのは、抽象的にはいろいろなことが言えますけれども、現実には担当する弁護士らの努力もちろんあるのですが、これを支えるいろいろな方々の働き、そういう全体としての仕組みがあって初めて有効に機能するのだということを強く感じます。

もう一つは、現場では、支援機構のスタッフの方々が受付をやっているんです。相談にみえた方に、今日の相談はどうだったかという、感想を伺い、その報告なども聞きます。そうすると、対応する弁護士の話し方などについての意見なども聞くことができます。スタッフは、相談内容についてはよく分からないところもあるのですが、担当弁護士と相談者がうまくコミュニケーションができていたかというのが一番の関心事で、やはり難しい言葉で話されてもよく分からないとか、狭い意味での法律の相談としてあつけなく終わってしまうとか、そういうふうなことが時折は見られます。しかし、大半の相談は、とても懇切丁寧にやっていただいているということで、評価は

圧倒的に良いのです。今日いらっしゃっている鎌田さんなどは、機構の相談会でも評価の高い相談担当弁護士のお一人でして、何かあったら鎌田さんのところへ行けと。そんな目で皆さんが見ておられるとも聞きます。そのような相談者の感想というか評価とかいうものも踏まえつつ、弁護士の方の対応もどんどん変わってくるということが見られます。これはとてもいいことだと思います。

ある時、支援機構の相談では、相談を始めるときに、いきなり本題に入るのではなくて、最初に一言、「大変でしたね」という、例えばそういう一言から始めようというようなことがスタッフから提案がありました。そのように、法律相談の前提としての相談者とのコミュニケーションをどう図っていくかということは、大事な本当に聞きたいことが聞け、納得できる相談を実現するという上で、とても大事なことだということを、いろいろな現場の報告から私も感じているところです。



法的ニーズの顕在化について

○道 今、丸島さんから、潜在化したニーズを引き出す、顕在化させるための原子力損害賠償支援機構のスタッフの方の御努力についてお話を頂きました。それとともに、既に次の段階のテーマにも入って下さっているかな、と

思っております。つまり顕在化したニーズをいかに法的支援に結び付けるかというテーマで、その法的支援の入口が、鎌田さんの名前が出ましたが、恐らく法律相談ということになるのではないかと思います。

鎌田さん、原発の弁護団のメンバーというふうにも申し上げていいのでしょうか。原発の被害者の方の御相談に、多数乗っておられると聞いております。法的ニーズがあっても、相談に来るということにやはり躊躇される方もいらっしゃると思いますし、相談に行ってみて、来なきゃよかったと思われる方がいらっしゃるなら、それは本当に悲しいことなのですが、その辺り、いかがでしょうか。

○鎌田 去年の2月から福島県のいわき市の法律事務所で働かせてもらっているのですが、原子力損害賠償支援機構の窓口の方が本当に熱心に、1つの仮設に何回も個別訪問されているのを知っています。いわきの支援機構のスタッフの方からいろいろ教えてもらったりするのですが、あの先生はどうだったとか、いろいろと相談員に対する噂話が出るのです。そういう話を聞いていると、スタッフの方がせっかく連れてきた相談者の方を不満足な形で帰してしまっただけはその人の顔が潰れてしまいますし、下手すると仮設全体としてあんな相談には行かないほうがいいという噂が立ってしまうと、本当に目も当てられないので、そこは非常に注意して相談を受けるようにしています。

東京の3つの弁護士会から、いわきをはじめ福島県に弁護士を派遣されています。私も去年1月まで東京弁護士会に所属していたので知っていますが、東京の弁護士会は特に派遣する弁護士の質の確保については苦戦しています、この人だったら大丈夫という人を何とか選んで派遣している状態です。被災者の方にどう接するかには十分配慮してやっていかなければ駄目だと思います。

また、いくら優しく話ができて、内容が伴っていなければいけません。例えば東電の損害賠償についてのパンフレットは40種類ぐらいあると思うのですが、全部覚えるのは率直に言って不可能ですが、新しいものが出

てきたら、できるだけ目を通すようにしたりとか、いろいろな賠償が始まったら、どういうスキームでやっているのかを確認したり、後追いにはなりますが、そこは非常に注意しながらやっています。

○道 普段、専門職、弁護士、司法書士が少ない地域だからこそ、一旦心理的バリアが下がると、それが口コミで広がるという話を伺いました。鎌田さん、そのとおりでしょうか。

○鎌田 そうですね。結構、自治会の会長さんみたいな行政区と連携してやっているのですけれども、その行政区の区長さんにいったん信頼してもらえると、そこからの紹介が多かったように思います。

○道 鎌田さんにもう一つ伺いたいのは、例えば、法的な支援の相談までうまく結び付けたとして、その先受任にまで結び付けるといって、またもう一段階あるのではないかと考えています。やはり紛争解決の制度に対する認知、信頼性、有効性に対する認識、その辺りについて、原発の問題に関し、どのように感じておられますか。

○鎌田 受任ということになると個々の弁護士の処理のスピードという問題も出てきます。受任件数が多くなってくると、どうしても事件がたまってきて、どんどんスピードが遅れてしまいます。事務所に私ともう一人おりまして、それぞれ40件ぐらいですが、かなり厳しい感じです。

○道 石川さん、冒頭に裁判などせずになるべく話し合いでというお話もございました。相談には来ても、それから先というとまた一つバリアが高いというふうに伺いましたが、どうでしょうか。

○石川 相談から先にもいろいろなバリアがあります。できるだけ裁判沙汰にしたくないという心理的なこともありますし、あと費用の面も非常に大きい問題だと思います。法テラスの場合、償還ということもあって、「いずれ払わなきゃいけないのでしょう」というふうにおっしゃって、そこで相談が切れてしまうというケースが結構あります。一部でも給付制みたいな制度があって、「あなたの場合はお金のことは心配しないでいいんですよ」と言えれば大分違うのではないかと思います。

○道 それが佐藤教授が指摘されているところの費用のバリア、コストのバリアということなのかもしれません。

小山田さん、司法書士の場合でも、これは受任してもコスト割れするのではないかなということも多かったのではないのでしょうか。

○小山田 極端な話になりますけれども、例えば、登録免許税が1,000円の土地なのに、相続人が50人いたとしましょう。相続手続で戸籍謄本を集める必要がある。1通550円ですとか除籍になると750円。1,000円の土地なのに、戸籍謄本を集めるだけでも万単位のお金が掛かっちゃう。そういうことに關しては、非常に説明しづらいし、できるのであれば市町村の嘱託登記ですれば、戸籍関係は公用請求ということで無料になりますので、そちらの方をお勧めしたり、なるべく費用が掛からないようにと考えておりますけれども、非常に難しいところです。

法テラスの役割について

○道 今、費用のバリアというところに話題が移りましたが、とりわけ相談費用のバリアを解消するために総合法律支援法、法テラス震災特例法が制定されている経緯もございます。

さて、次のテーマ項目に移りたいと思います。今、お話をいただきました潜在化したニーズを顕在化させ、さらにそれを法的支援に結び付ける。そのプロセスの中で法テラスがいかなる役割をこれまで果たしてこれたかを含めて、菊田さん報告をいただけますか。

○菊田 弁護士、司法書士、みんな士がついています。実は私もかつて「士」がついていました。消防士でした。当時、私は、1件でも救命率を上げようということで、バイスタンダー、バイスタンダーというのは急病人がいたらそのそばで助けてやるというもので、このバイスタンダーの確立に力を入れてきました。そういう意味では、法テラスの職員も同じだと思います。この消防で培ったことを、私は今回の法テラスで同じようなことをやり

ました。郷に入れば郷に従う、標準語を使うと、この人ちょっと信用できないとなるのです。ですから、地元の言葉でお話をする。いろいろな機関と連携を保つことで、法テラスの認知が上がっていく。それから、私自身が地域の方々に入っていく、先ほど歌を歌いましたけれども、そういういろいろなところに行って、法テラスの名を周知させていく。それが大切ではないかと思いました。

なんといっても短期決戦型の被災地出張所です。漫然と1日を過ごすのではなくて、いかにお客さんが来てくださるかを徹底的に追求する。理屈ではない、行動あるのみ。お客さんが来てくださらなければ、法テラスというのは何もないのと同じです。高いお金を使って、お客さんが誰も来ない。職員が3人もいて、誰も来ないといったら、何のための法テラスか、何のための被災地出張所か、となる。仮設に行くと、「弁護士の先生って敷居高えからね」という話が聞こえてきます。「おばちゃん、敷居ねえから来てみない」、法テラスの事務所はワンフロアなものですからもともと敷居なんてないんですよね。

「お母さん、風邪だったら薬1錠で治るが、肺炎になったら亡くなる場合もある」「薬1錠で治ったほうがいいね。おばあさんが、弁護士の相談も風邪だと思って、放っておくと、そう思っているうちに、重大事案になって、非常に難しい案件になるんだよ」という話、そういう話をしながら1軒1軒歩きました。火災予防するためにやはり1軒1軒歩いた。それと同じ手法が功を奏していった。

救急のバイスタンダーについても同じです。いろいろなところに行って、いろいろな講習をする。そうすると救命率も上がる。正にそれなんです。それから、基本的ですけども、受付の段階で女性の事務職員が非常に丁寧に接します。すると「あんだちでえがった。あんだち、あねつつあんでえがった」、あねつつあんというのは女性のことです。そうすると非常に喜んでくださるのです。そして、安心して、相談に入ることができる。

先ほども言ったように、おばさんどうなの、お姉さんどうなのということ

で、いろいろなところに出かける。あるとき、白い法テラスジャンパーを着ていきました。そのときは県議会選挙の運動期間中でした。選挙の厳しい町なのです。

戸別訪問しました。すると、選挙のどちらの運動員ですかと。いやいや、選挙じゃないよ、法テラスという、国でつくった法律の……。そしてそういうことを度重ねて、信頼を勝ち得てきて、今あるのではないかとっています。

ですから、法テラスの認知度ですけれども、全国では40数%ですが、南三陸は70%近い認知度です。それは何かと言うと、町の80%も被災した中で、やはりそれを解決しなければいけない。復興には法的解決が一番だという思いがあるのです。そういうことで、町役場の職員の遠藤未希さんが広報で「逃げてください、逃げてください」と最後まで放送したあの施設を活用させていただきまして、役場のほうから週3回から4回、「法テラス南三陸からお知らせします……」と広報します。そうすると、「今、聞いたやつで来たんだけど」と、そういうのでいらっしゃる。ですから、いかにいろいろな手を変え品を変えて、法テラスを売り出していくかということが必要ではないかと思っています。

アウトリーチ、これは福祉用語です。お医者さんが家庭訪問して診察する。アウトリーチ型、これは絶対に必要かと思っています。

救急のバイスタンダー的に、法テラスに顔を向けてくれる方を1人でも多くつくっていく、それが必要ではないかと思っています。

○道 ありがとうございます。

被災地の支援ということで法テラスが取り組んできた体制として、①自治体、弁護士会、司法書士会との連携による被災地出張所の設置、②アウトリーチ（出張サービス）のための移動相談車の配備、③震災法テラスダイヤルの開設、④震災特例法に基づく震災法律援助事業の開始の4つございますが、そのうちの①と②が今の菊田さんのお話でのご説明だったかと思っています。

出張所開設によって、移動相談車等を使った、そして菊田さんの足を使ったアウトリーチな活動が積極的に進められた。そして、複数の士業の連携に

よるいわゆるよろず的な相談、ワンストップ的な相談も実現した、というような成果がここで共有できることではないかと思います。

さて、石川さん、これ以外に法テラスがこれまでにやってきた被災地の支援について、もう一度総括的なお話をいただけますでしょうか。

○石川 出張所の関係は菊田さんにお話いただいたので、それ以外のことを述べさせていただきます。今回、法的支援の中で重要だったことの1つは、私は電話相談があったことだと思います。やはりこれだけ携帯電話が普及していることは非常に大きいことで、避難所や仮設住宅のどこからでも相談できる。相談を受ける方はフリーダイヤルにしておけば、時間を気にせず相談に応じられます。もちろん電話での相談ですので、なかなか突っ込んだ相談はできないのですが、少なくともその取っ掛かりになることは間違いなと思います。

場合によっては、弁護士が聞いてこれは大変なことだと思えば、すぐに契約書を持って弁護士のところに相談に行ってくださいというようなことをその場で話します。

弁護士会では電話相談のところに、今月はいつどこでどういう相談があるかが分かる資料を作って置いてあります。そうすると相談を受けた人が、一番近くでどこに行けばいいかということを教えてあげて、そこに相談に行ってもらおうということにしております。

震災直後の避難所相談、これも有効だったと思います。特に、今回の震災の場合大きいのは、南三陸もそうかと思うんですけれども、行政が多くの被害を受けたということがあります。恐らく平時であれば行政担当者が説明するようなことも行政ができなかったことから、それを肩代わりして、弁護士、司法書士が、避難所で膝詰めで情報提供したということがありました。

当時、私は弁護士会の法律相談センターの委員長をしまして、避難所に行く弁護士には、「駄目です」「できません」は言うなと伝えてました。「難しいかもしれませんね」程度にとどめて、それも相談者が質問するまで言わないようにということを指示した覚えがあります。

それから、震災特例法のことをお話ししたいと思います。一番大きいのは資力を問わない無料の法律相談ということです。岩手県は県民所得が低いものですから、扶助相談の対象になる方が実は多いんです。そうすると、震災特例法がなくても良いのではないかと思われるかもしれませんが、やはり資力について聞かないということはすごく大きいことです。職を失った人に「収入はいくらありますか」とか、あるいはひょっとしたら大事な人を亡くされている人かもしれない人に向かって、「家族は何人でお住まいですか」というようなことを聞かなくていい。すぐにも相談に入っていける。これは非常に大きいことだと思っています。

○道 今、被災者支援に関して網羅的に説明していただいたように思います。被災直後の避難所における相談、そして電話相談、震災ダイヤル、更には出張所開設。時系列でいくと、最後に、今お話しいただいた震災特例法の制定というものが、初期の被災者支援の反省や問題意識に基づいて制定された、という順番ではないかと思います。

さて、この最後の震災特例法の関係で、現場の弁護団の立場から鎌田さん、いかがでしょうか。コメントをお願いいたします。

○鎌田 相談を受けるに当たっては、先ほど石川さんもおっしゃったように、資力要件を特に聞かず、平成23年3月11日時点での住所はどちらですかということを確認するだけで、「無料ですね」と言えるのは非常に大きくて、その点での来やすさというのがあります。支援機構で相談を受けて、ちょっと事務所でゆっくり話を聞かせてくださいというのに、そのときに「無料でいいですよ」と言えるのは、非常に敷居を低くできています。

また、私は東京の原発被災者弁護団に入っているんですけども、東京の弁護団で南相馬市とか飯館村の集団申立てをしています。その集団申立てで依頼を受けるかどうか、まず相談会を開かないと当然依頼は受けられないので、相談会を開くに当たって、手弁当で新幹線に乗って、10人か20人ぐらいの弁護士を弁護団として新幹線で派遣するというのはかなり費用が掛かります。そこで、出張相談で、法テラスから震災特例で費用を出していただけた

のは非常に助かりました。

○道 費用のバリアだけではなく、距離のバリアを解くにもこの特例法は大変重要な意義を持ったということではないかと思います。

さて、佐藤教授、ここまでの法テラスの被災地、被災者への支援に関する取組についてコメントをお願いいたします。

○佐藤教授 全体として非常に重要かつ効果的だったのではないかと思います。震災特例措置と被災地出張所のそれぞれについていくつか申し上げたいと思います。震災特例措置についてはやはり無料の法律相談援助を実施したことが非常に重要と思います。誰でも無料で相談できる制度は、実際に現場で相談に当たられる方にとっては、資力を聞かないで良い、すぐに相談に入れる、そういうメリットがあるわけですが、制度自体が非常にシンプルであることのメリットも大きいと思います。

例えば、自治体の方が住民に弁護士に相談したらと勧めるときに、シンプルな制度であれば、「いろいろと条件があって、それが満たされれば」と言わなくて済むわけです。被災者であれば、誰でも無料で相談が受けられますと言っただけで良い訳で、これは非常に大きなメリットだと思います。

実は私は、常々、こういうシンプルな制度設計にする必要は、必ずしも被災者支援の場面だけではなく、総合法律支援の全般について言えることだと考えていますが、少なくとも被災者支援の場面でそのような制度が実現したことは非常に重要であると思います。その上で、石川先生がおっしゃったような、代理援助、書類作成援助について、給付制を導入できないかという課題もあろうかと思います。

関連して、財政的な負担の問題がよく指摘されます。しかし、このような比較が適切かどうか分かりませんが、例えば防潮堤に投じる非常に巨額な予算、これほど大規模な防潮堤が本当に必要かについては住民の間でもいろいろ意見が分かれているわけですが、そういうハード面の予算に比べれば桁外れに小さくてすむ予算の一部を、ソフト面の支援、住民の日常生活に対する支援に投じることに十分な意義と根拠があると思っています。

次に、被災地出張所についてです。これは非常に重要な取組で、かつ効果的だったと思います。先ほど菊田さんの話を聞いて、この制度が成功している理由の一端が非常によく分かった気がいたします。

被災者ニーズ調査の打合せの際に、南三陸町のインタビューを担当された弁護士の方が非常に重要な指摘をなさっていました。南三陸町では困ったことがあれば、相談に行く、法テラスに相談に行くのが当たり前というそういう雰囲気ができつつあるというお話でした。これは、被災地出張所が、地域の相談文化を変える効果を発揮しているということで、被災地出張所開設の非常に重要な成果だったと思います。

被災地出張所の開設時期によって、既にそういう成果が上がっている地域もあれば、これからという地域もありますけれども、やはり被災の現地に法的支援の拠点を設けたことは、直接、間接に重要な効果を地域にもたらしていると言えます。その成果を十分検証しながら将来につなげていくことが今後の被災者の法的支援の一層の充実に向けて重要であると、お話を伺って改めて思った次第です。



今後の課題について

○道 ここから法テラスの被災者支援の課題、そして今後についてコメントをいただきたいと思います。

震災特例法も大変重要だというお話、素晴らしいというお話がありました。私は、やはりあれは被災直後にあつてほしかった、と思います。避難所に行つて、資力を問うということは、相談に行った弁護士、司法書士にとって、大変につらいことだったのではないかと思います。そういうことも含めまして、今後について一言ずついただきたいと思います。

まず、菊田さん、今、正に佐藤教授のお話を聞いて、出張所開設は大切だったと。素晴らしい、成功だったという総括がございました。菊田さんは地元で何か「陳情」を受けてこちらにおいでになっていると伺っておりますが、法テラスの今後について一言お願いします。

○菊田 南三陸は法テラス出張所1号店でございます。チェーン店が7つあるのですけれども、1号店で、「あんたたち3年限りだもんね、敵前逃亡だもんね」と言われるのはつらいんですね。今、復興のため山を削っているのです。実際に高台移転をしなくては、この後どんな問題が起きてくるか分からないのです。高台移転ができるのは当初平成27年といわれていました。ところが1年おいて平成28年、最近では平成29年末までかかるといわれている。「あんたがた逃げるんだもんね」と。「いやいや、私も使用人ですから」って言うわけにもいかないのです。「やはりこの出張所が必要ではないか」。これは気仙沼の市長、それから南三陸町のあの有名な佐藤仁町長から直接言われております。

気軽に相談にいらっしゃれるということがやはりこれからも必要なのだと思います。さっきの潜在化の話になりますけれども、そういうのがどんどん出てくるのではないかなと思っています。是非とも法テラスの被災者支援出張所の設置期間を延長していただきたいと願っています。

○道 地元では駆け込み寺というふうに言われていますね。

○菊田 駆け込み寺ですね。

○道 なくてはならない存在ですね。

○菊田 そうですね。

○道 菊田さんはそのような陳情を受けて、こちらにいらっしゃったということです。

次に石川さん、法テラスの事務所の所長として、改めて法テラスの被災地、被災者への支援に関する使命に触れつつ、今後の課題、展望について一言お願いします。

○石川 法テラスの使命は何かと考えたときに、法的支援を必要としている人に必要な支援をすることではないかと思います。そうすると被災者が法的支援を必要としていることは明らかですので、私は、被災者支援については正に法テラスの出番だと思っています。

ただ、先ほども少しお話ししましたがけれども、被災者の法的ニーズは刻々変化します。現地では現在高台移転のためいろいろな工事が進んでいます。高台に移転して、新しいところに住んだら、それで万歳か。決してそうではありません。簡単に言うと、そこは再生された町ではないんです。被災地で被災して避難所に逃げました。そこにはまだ地域のコミュニティがありました。仮設に入るとコミュニティがバラバラになっていきました。そこで3年、4年経って何とか仮設コミュニティを作ったところだったのに、今度また違う人たちと新しい町を作るという話をしているわけです。いろいろな問題が出てくることは間違いないです。私は被災者支援というのはすごく息の長いことだろうと思っています。

菊田さんがおっしゃるように、被災者支援の象徴的存在である出張所もできるだけ長く存在してほしいと思いますし、震災特例法も可能な限り私は長く適用できるようにしていただければと思っています。

○道 今のお話は、被災者への支援は決して終わってはいないし、先細ってもいない、というお話ではないかと思います。形を変えているだけだという

ことではないでしょうか。そういった問題意識も踏まえつつ、鎌田さん、改めていかがでしょうか。

○鎌田 今、石川先生がおっしゃったように、法的なニーズは、法律課題としては変化しつつあるのですけれども、やはりまだまだニーズがあって、福島だと東電の賠償の成年後見が増えていたり、親族の紛争が増えていたりとかいろいろあります。東電の方の賠償も徐々に打ち切りを始め、賠償の範囲を徐々に狭めつつあるので、そうすると賠償を打ち切られた方からの相談になると、受皿が法テラスなり原子力損害賠償支援機構なりとなりさらに受任するということになると、現地だけでなく日本全国の弁護士の対応という形になります。

法テラスに限らず、まだまだ弁護士として出ていかないといけない事案というか、事件というのは今後ますます増えるだろうと想像しているのですが、今はとにかく目の前の事件を何とか処理していくので精一杯で、自分としては今後の課題というところまではなかなか考えられません。しかし、少なくとも震災特例法の相談、援助とかについてはそのまま継続していただけると、現場にいる者としては、非常にありがたいと思います。

○道 小山田さん、いかがですか。

○小山田 先ほどから特例法の話になっていますけれども、施行される前、避難所にいらした際に弁護士でも司法書士でも、資力要件についてお伺いしたことをずっと覚えていらして、最近も住宅相談で仮設住宅に行った際に、あのとき何もかも全部流されてなくしたのに、収入どうのと聞くのは失礼なのではないのか、だから司法書士は大嫌いなんだということを言われました。あのときはこういう法律がなくてやむを得なかったなどと説明してやっと誤解が解けたということがあるので、この法律はものすごく大事な法律だなと実感しております。

石川先生も鎌田さんも菊田さんもおっしゃっているとおり、被災地の我々からするとこれからなのです。終わってはいない。全然終わってはいない。法律的なニーズについても変遷をしつつ、継続的にいろいろな流れで、相続

からの後見問題であったり、不在者であったり、相続財産管理人であったり、そういったふうに脈々と続いて、本当に見当もつかないくらい長いスパンで考えて行かなくてはいけない問題だと認識しております。司法書士会としての立場というより、何とか士という、消防士さんもそうですけれども、何とか士という垣根を外して、いろいろな団体でいろいろな支援を総合的にできたらものすごく被災者にとっては良い支援になるのではないかと一人で今妄想を繰り返しています。なぜかしら日本という国は行政管轄がいろいろあって、司法書士は法務省、弁護士は弁護士自治ですけれども、あと税理士は国税庁、財務省の管轄だからどうしたということではなくて、総合的な問題の解決を今問われていて、横断的な問題の際に司法書士だけでは対応できない。弁護士だけでも対応できない。そういったときに、法テラスで総合的な法的ニーズの割り出しからつなぎ方まで、それも例えば司法書士、弁護士、行政書士、税理士、全ての相談がそこで一気に寄せ集まったら、それはとてもいいことだと思うのです。私ども司法書士会でも他団体との連携とか、そういったものについて強化して行って、第一に被災者のために何ができるのかというのをミッションとして考えて今後活動していきたいと思います。

○道 「終わってない」という言葉、本当に重く受け止めたいと思います。被災の直後には、支援を提供しなければいけない側にも、情報不足であったり、認識不足、そして連携の不十分さがあったのではないかと思います。それゆえの支援の遅れ、ミスマッチがあったのもおっしゃるとおりではないかと思っております。

さて、佐藤さん、自治体に勤務している中での経験を踏まえ、より利用者に近い立場から、法テラスの被災地支援ということに関して、是非とも要望なり期待なりをお寄せいただけますでしょうか。

○佐藤弁護士 先ほど、佐藤教授からお話があったのですが、特例法の施行により法律相談が無料でできるというのは、職員としても大変助かっております。できるだけ続いてほしいと思います。

というのは、私も職員として住民の方から日々様々なお叱りや相談を受け

るのですが、私は広報誌とかで「弁護士」と出ていますので、「こういう困りごとがあって、今、ちょっと問題の人をここさ連れてくるから、佐藤さんから一言「法的に駄目です」と言ってもらわないと……」などと言って来られることが時々あります。「すみません、それはちょっと……」「何でそういうことを言うんだよ」ということがあるのですね。本当に申し訳ないと思っていますが、職員として赴任しているので公平に接するという公務員の立場上、対応するのが難しいですと言わざるを得ないと考えています。個人と個人の争いでしたら弁護士さんに相談するという方法はありますよというふうにつながるようにしています。その際、必ず費用の話が出てきます。そこで「無料で相談できますから」と言えることは、やはり非常に大きいんですね。

もし、仮にここで「実は資力要件がありまして、ちょっとそこは私が聞くわけにいかないんで、弁護士のところに行って話してみないとちょっと分からないですね」と言うと、もしかしたらそこで、「もういい」と言って帰ってしまったり、諦めてしまう方もいるのです。そういう意味では、やはり特例法というのは自治体の職員という立場にある私からもできるだけ続けてほしいなと要望をもっておりますし、期待もしております。

職員がそういった法的な知識を身に付けて、問題を把握・整理してきちんと適切な専門家につないでいくというところは、私も自治体内の弁護士として地道にこれから頑張っていこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

○道　さて、最後にアドバイザーのお二人にお話を伺って、シンポジウムを締めたいと思っております。

私自身もそうですけれども、恐らくこの会場にいらっしゃる方のなかの何人もが、震災後直後に大変な無力感に襲われたのではないかと思います。そして、自分を責めるような思いで仕事をしたという方も多かったのではないかと思います。

そうした大変に重い気持ち、記憶、これを、何とか前向きにいかしていかなければいけないという思いがございます。再び災害が起こることを決して望むわけではございません。しかしながら遠くない将来、また災害が起きる

ということは十分予想されている中で、まずは丸島先生、法テラスの被災者支援に対して、今後を展望して頂きたい、そして要望、お叱りでも結構です。一言いただけますでしょうか。

○丸島 法テラスへの要望は何だろうとずっと考えていたのですが、震災であれ原発であれ、このような大規模な被害を生ずる事案というのが今後起こり得るということを前提に物事を考えなくてはいけないだろうと思います。そして、司法アクセスが困難な方々に対してきちんとした司法アクセスの充実の仕組みを作るというのは、正に法テラスの責任であり、そのための制度的、財政的措置をしっかりと採ってもらわなければいけないだろう。そういう観点から震災特例法は更に継続しなければならないというのは皆さんがおっしゃっていたとおりです。

また、法テラスがどうするかということだけではなくて、全体の仕組みをどうするかということも大変に重要だと思います。例えば、弁護士会は、こうした災害時に対応できる人材を育成する責務を負うことになるでしょう。今回の東電の損害賠償の問題についても、先ほど鎌田さんが言われたように、ものすごくたくさんの資料があって、損害賠償の基準は山ほどあります。少し損害賠償案件を経験したからといって、直ちに相談に応ずることができるような内容ではなくて、そのための研修の充実を初めとする質の確保、そうしたことは今後とても大事なことだろうと思います。

それと合わせて、先ほど申し上げましたように、情報提供から法的支援の提供まで、住民に対する一貫したシステムを法テラスや弁護士会、また支援機構などの国・自治体や関係機関も含めてどのように協力して、組織の枠を超えてそのような仕組みを作るかということを考えなくてはならないだろうと思います。

損害賠償の観点から考えるのですが、福島の実地の損害賠償支援機構の業務というのは、例えば先ほどから何度も出ているように、地域のコミュニティの喪失、雇用機会の喪失、生活基盤の喪失、その他様々な問題があり、これらが場合によっては損害賠償という形で論じられるということもありま

す。自分の地元、生まれ故郷に戻れたとしても、そこに病院はない、店はない。学校はあるのかないのか。つまり家に戻れるけれども、そこで生活をしていけるのか。仕事があるのか。これを損害賠償の範ちゅうでどこまで解決できるのかという問題はとても難しい問題です。賠償問題にプラスして、生活再建、復興支援、コミュニティの再生という、政治的あるいは政策的な支援の課題だと思いますが、賠償と政策的支援の一貫的な体制が作られなければいけないと思います。

損害賠償問題や法テラスの話からだんだん離れるかもしれませんが、復興支援などの課題に直面する中で、中間貯蔵地をどう作るのか、除染や廃炉が今後どうなっていくのか。この地域にはもう戻れないのか。別の地域に移ってそこで新しくコミュニティを作るのか。様々な問題が出てくるわけです。そういうものを含めて、賠償論だけではない、様々な分野に法律家がどう関与していくのかということを積極的に考えなければいけないのではないかと。そういう視野で、アクセス困難な方々に対する法的サービスを提供し法的支援を行う法テラスの役割というものを考えていただきたいと思うし、法テラスでできないところは他の団体・機関と連携する、その連携の仕組みを作らなければいけないのではないかと思います。

災害の被災者とコミュニティの再建というのは一つのキーワードだと思いますが、仮設住宅などでは自主的に被災住民の方々が自治会を作るなどして賠償・復興・再生を目指すという動きも生まれていると聞きます。一方的な専門家からのサービスの提供というだけではなく、被災者の方々が、自治的・自律的な組織を作り、そこに各分野の専門家をどうつなぐか。そのような仕組み作りを援助するということも必要なのだろうと思います。

その全てを法テラスができるとは思いますが、そういう全体のネットワークの中で、法テラスも中心となってしっかり活動していただく、そのような全体構想を今の機会にきっちり考えていくことが必要ではないかということを全体の感想として申し上げたいと思います。

○道 大変豊かな、そしてポジティブな発想に基づいたコメントだったかと

思います。

最後に、佐藤教授、今の丸島さんのお話では、法テラスのミッションということを超えて、国家的責務というようなことにも触れて頂きました。震災直後の危機管理ということに止まらない、より長い目で見た社会の再生、そしてコミュニティの再生というお話にもつながっております。

最後に、締め言葉として、佐藤教授から一言お願いいたします。

○佐藤教授 先ほどからずっとお話にあるように、被災地の復興の課題はまだ道半ばであり、まだ終わってないと思います。

私は、司法アクセスの研究のほか、都市計画や住宅についても研究しています。被災地を復興計画、復興事業の観点から眺める場合、そのタイムスパンは5年、6年、あるいは10年という、長期のスパンで考えなければいけません。いろいろな事情があったためとは思いますが、震災特例法ができたときに、3年という期間に非常に違和感を感じました。3年という期間はあまりに短すぎて、被災地の復興のスケジュールとはずれていると感じました。法律の提案者も、国会での審議の中で3年後には改めて見直しをする、延長の可能性があることを明言していますが、地域の復興、住民の生活再建のスケジュールは長期にわたることをまず申し上げたいと思います。

次に、これからの法的支援を考える際には、いろいろな分野との連携が必要だと思います。既にお話が出ているように、福祉との連携が重要だと思いますし、それから都市計画、住宅、あるいは復興まちづくり、それらの分野との連携も重要です。法テラスが、今後更に、様々な分野の関係機関・専門家と連携しながら充実した支援の活動を行っていくことを期待しています。

最後に、私の率直な感想として、この間の弁護士や司法書士の活動を見ていて、日本の法律家も変わったなという想いを強くしております。被災者が事務所に相談に来るのを待ち受けているということではなく、震災直後から、全国の多くの弁護士が被災地にボランティアで駆け付けた。その熱意とフットワークの軽さ、それから先ほどの丸島先生のお話にもありましたが、法律相談の現場で被災者の方に寄り添うことを意図的に行うというプラ

クティス、これらは従来の日本の法律家のイメージとは随分変わってきており、新しい法律家像を示していると感じます。

そのような住民に寄り添う姿勢で、今後も法律家が被災者の法的支援の活動を続けてほしいと思いますし、あるいはひょっとすると、今回の被災地における被災者支援の経験が、日本の法律家の歴史を考えたときの一つの重要な画期になるのではないかとすら思っています。法律家の皆さんには、是非引き続き被災者支援のために積極的な取り組みを続けていただければと思っています。

○道 震災直後、私自身が、法テラスの限界、無力感を感じていたとき、同時に感じていたのは恐らく法律家の無力であり、限界であったのだろうと思います。その後、法テラスでの様々な仕事に関わらせていただいて、そして今日のシンポジウムに登壇させていただいて、法テラスのみならず、日本の法律家の可能性、潜在的な力、役割の広がり、豊かさについて、大変に深い深い希望ある示唆をいただいたと思います。私自身もこの場に居合わせる機会をいただいたことに深く御礼を申し上げます。そして最後のお願いです。素晴らしいパネリスト、アドバイザーの皆様には大きな拍手をお願いします。

略 歴（役職は当時のもの）

道 あゆみ 弁護士

平成7年弁護士登録、元法テラス本部民事法律扶助課長、日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会委員長、日本弁護士連合会事務総長付特別嘱託

鎌田 毅 弁護士

平成18年弁護士登録、元法テラススタッフ弁護士、平成25年からいわき市内の法律事務所に勤務

小山田泰彦 司法書士

岩手県司法書士会副会長、民事調停委員家事調停委員、岩手県土地家屋調査士会花巻支部幹事、平成10年司法書士・土地家屋調査士登録

石川 哲 法テラス岩手所長

平成4年岩手弁護士会登録、元岩手弁護士会会長、元岩手弁護士会災害対策本部副本部長

佐藤 隆信 法テラススタッフ弁護士

東松島市（特定任期付職員）、平成22年弁護士登録

菊田 清一 法テラス南三陸出張所主幹

元気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部消防長

丸島 俊介 弁護士

原子力損害賠償支援機構理事（損害賠償支援・円滑化グループ担当）、元日本弁護士連合会事務総長、昭和53年弁護士登録

佐藤 岩夫 教授

東京大学社会科学研究所教授（法社会学）、日本法社会学会理事長、日本学術会議連携会員等